

景観形成の基本的な考え方（お城通り地区）

〔まちづくりの目標〕 忠臣蔵のふるさとにふさわしい歴史あるまち

1. 風情のある歴史的環境を創る

- 伝統ある歴史・文化を活かした個性のある都市景観を創る。

2. 中心市街地の主軸を形成する

- 良好な沿道景観を創る。
- 活力と魅力ある商業・観光空間を創る。

このような考え方に基づいて、お城通りまちづくり推進協議会を中心に沿道のみなさんのご意見をお聴きしながら、お城通り地区を「赤穂市都市景観の形成に関する条例」に基づいて、「市街地景観形成地区」に指定し、「整備基準」を定めて、建築物等を建築する際のルールをつくりました。

景観形成地区の区域

次の図に示す区域を市街地景観形成地区とします。



景観形成基準(整備基準)

お城通り地区のまちづくりの目標である【忠臣蔵のふるさとにふさわしい歴史あるまち】をめざし、平成の城下町づくりを進めるため、地区にかかる整備基準を定め、都市景観の形成を図ります。

■景観形成基準（お城通り地区）

| 建 築 物 等 | | |
|-----------|--|--|
| 階 数 | ・階数は、3階建以下のものとする。 | |
| 屋 根 | 形 態 | ・和瓦葺の平入りとし、屋根の勾配は周囲の建物と調和したものとする。 |
| | 色 彩 | ・黒または灰色系統の落ち着いた色彩のものとする。 |
| 外 壁 | 位 置 | ・通りに面する外壁の位置は、できるだけ隣家の外壁にそろえ、隣家との間に不釣り合いな空間を設けないようにし、1階部分には下屋または庇を設ける。 ・駐車場や庭等を確保するため、やむを得ず建物を後退させる場合には、和瓦葺の門・塀等を設置し、町並みの連続性を保つようにする。 |
| | 材 料 | ・腰部分は板貼りに類するもの、その上部はしっくい壁またはこれに類するものとする。 |
| | 色 彩 | ・外壁は、白または灰色もしくは茶系統の落ち着いた色彩のものとする。 |
| 開 口 部 | ・通りに面する部分の窓は・格子等は、和風調の意匠とする。 ・シャッターを設置する場合は、パイプシャッター等とする。 | |
| 建 築 設 備 | ・建築設備は、通りから見えにくいように設置する。 | |
| 日 除 け 施 設 | ・日除け施設は、意匠及び色彩に配慮して、町並みや建物本体と調和のとれたものとする。 | |
| 広 告 物 | ・広告物は、建物本体と調和のとれた落ち着いた色合いのあるものとする。 ・屋上広告物は、設置しない。 ・落ち着いた色彩とするため、基調色は低彩度もしくは素材色とする。 | |

| 工 作 物 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・周囲に与える突出感や違和感を軽減するような意匠とする。 ・基調とする色彩は、落ち着いた色合いのものとする。 |